

# おもいやり団体共済保障



こくみん共済

## 総合（慶弔）共済

共済はみんなで『たすけあう』仕組み  
年齢・健康状態にかかわらず加入できる団体共済保障です。



特定非営利活動法人（NPO法人）  
全国介護支援共済機構

会員（正会員）と特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構は、こくみん共済に於ける総合（慶弔）共済を「ご契約のしおり」の規範に則り契約を締結することとします。

特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構  
理事長 新宮俊雄



こくみん共済



## 総合（慶弔）共済ご契約のしおり

【契約概要と注意喚起情報について】

このご契約のしおり（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。この「ご契約のしおり」はご契約に関するすべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構（以下、『全介共』といいます。）までお問い合わせください。

<b>契約概要</b>	ご契約の内容をご理解いただくための事項
<b>注意喚起情報</b>	ご契約に際して契約者にとってご注意いただきたい事項（不利益になる事項等）
	こくみん共済からの事物の必要度合情報
	全介共からの事物の必要度合情報
事の由	事の仔細・事の訳・理由
事由	事の理由・原因（直接の理由または原因（物事の引き起こす））となった事実

## 第1章 共済保障制度の事の由

### 1. 共済事業規約・細則

契約概要

- (1) 総合（慶弔）共済
- (2) 総合（慶弔）共済は、団体の構成の一員が加入し、正会員やご家族の生命・災害の支払事由に対して、所定の共済金をお支払いする共済制度です。

### 2. ご加入にあたって

契約概要

【加入条件】

共済契約（以下、『契約』といいます。）の申込みが次のすべてを満たす団体に該当する場合、契約を締結できます。

- (1) 所属する団体の構成の一員となる人が20名以上であること。ただし、20名未満であっても、共済金等の請求、掛金の収受、その他の共済契約に関する事務（共済契約の締結の代理及び媒介を除きます。）を遂行できる2名以上の団体で、全介共が認める場合には加入できます。
- (2) 死亡弔慰金（重度傷害見舞金を含む）の共済金額の最高限度は100万円です。  
なお詳細は『第3章 死亡弔慰金の事の由』でご確認ください。
- (3) 住宅災害見舞金の共済金額の最高限度は100万円です。  
なお詳細は『第4章 住宅災害見舞金の事の由』でご確認ください。

### 3. 共済期間

契約概要

共済期間は契約より 1 年です。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに会員（正会員）および全介共の何れか一方からの意思表示のない場合には、1 年延長するものとし、以降も同様とします。

### 4. 協議事項

契約概要

『ご契約のしおり』に定めない事項、または『ご契約のしおり』の解釈によって疑義が生じたときは、会員（正会員）および全介共は誠意を持って協議の上解決することとします。

### 5. 共済金をお支払いする主な場合（主な支払事由）

契約概要

- (1) 第 3 章 死亡弔慰金（重度傷害見舞金を含む）の事の由
- (2) 第 4 章 住宅災害見舞金の事の由
- (3) 保障金額の詳細は、保障一覧でご確認ください。

### 6. 共済金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）

契約概要 注意喚起情報

- (1) 次のいずれかに該当する場合、共済金を支払いません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳細は全介共までお問い合わせください。
  - ①被共済者等および共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
  - ②被共済者等の犯罪行為によるとき。
- (2) 次のいずれかの事由により生じた損害に対しては、住宅災害見舞金を支払いません。
  - ① 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の人の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）。
  - ② 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じです。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
  - ③ ② 以外の放射線照射または放射能汚染。
  - ④ ①～③までの事由により発生した事故の延焼または拡大。
  - ⑤ 発生原因がいかなる場合でも、①～③までの事由による事故の延焼または拡大。
  - ⑥ ①～③までの事由に伴う秩序の混乱。
- (3) 地震等が発生した日から 10 日を経過した後に生じた損害に対しては住宅災害見舞金を支払いません。

### 7. 契約の無効について

注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約の全部または一部は無効となります。

- (1) 正会員が発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
- (2) 正会員が発効日または更新日にすでに団体の構成の一員でなくなっていたとき。
- (3) 共済契約の種類（型）ごとの口数が 10 口をこえていたときはこえた部分の口数、または支払事由ごとの共済金額が 100 万円をこえていたときはこえた部分の共済金額、なおすでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

### 8. 共済金の不正取得目的による無効

注意喚起情報

正会員が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約を無効とし、掛金は返還しません。また、すでに支払われた共済金および返戻金については、返還していただきます。

### 9. 詐欺等による契約の取り消しについて

注意喚起情報

正会員または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

### 10. 契約の解除

注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
- (2) 被共済者等または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき。
- (3) 被共済者等または死亡共済金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

※「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない人を含みます。）暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

- (4) 前記 (1)～(3) までのいずれかに該当するほか、この組合との信頼関係が損なわれ、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。当該契約の未経過共済期間（1 ヶ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金を返還します。

※前記 (3) の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の死亡共済金受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

## 第2章 会員（正会員）との事の由

### 1. 趣意と委託関係

契約概要

- (1) 第1章の『1. 共済事業規約・細則』に則り、加入者とは会員の構成の一員であり、全介共が正会員と登録したものをいいます。
- (2) 会員は全介共に、会員（正会員）登録のための個人情報を提供・委託し、全介共は承諾する。

### 2. 報知・受付

契約概要

- (1) 全介共が制作するパンフレット・ホームページ・会員会則等、全介共の定めるところに拠るものとします。
- (2) 受付



総合（慶弔）共済  
要求・支払対応相談窓口設置



#### ●基本メールのみでの受付となります。

ただし、疑問・質問その他は責任者がいますので電話をお待ちしております。

#### 【充足理由の原理】

1. 働く方一人ひとりがより良い未来への展望が快闊なる働き方改革にて、電話対応専門業務での人間性を傷つけたり、無理に作った言いがかりを避けるためです。
2. 言った・言わない・言わぬが花など、後先見ずではなく、メールならば事実認定のよりどころ（根拠）が残存します。
3. 総合（慶弔）共済証明書に正会員の氏名と印と生年月日（西暦）の記入と、各証明書で共済金を支払います。詳しくは「第3章 死亡弔慰金（重度障害見舞金）の事の由」でご確認ください。

#### 受付・お問い合わせ先

E-mail [customer@zenkaikyo.or.jp](mailto:customer@zenkaikyo.or.jp)  
電話 03-6801-7593（11:00～17:00 土・日・祝日除く）  
FAX 03-6801-7592

#### 傷害共済窓口事の由

- 傷害共済加入申込書は会員限定にてメールで送ります。
- 私人（個人・正会員）としての申込です。郵送のみの簡単な手続で加入できます。
- 個人（私人）としての申込の時は最低1口（100円）の出資金が必要となります。
- 加入申込書には、私人（個人）の氏名・生年月日・現住所・電話番号・口座情報（金融機関）の個人情報の記入があります。全介共の善良な心での紹介ですので、事物を悪く推測したり悪意を持って疑われたくありませんから、直接の申込をお願い致します。
- たすけあいの輪をむすぶこくみん共済のホームページをご確認ください。
- 疑問・質問・共済金の請求その他お問い合わせは、証書に記載のこくみん共済の窓口にご問い合わせください。

### 3. 登録事の由

契約概要

- 個人情報の適正な取扱いに関する基本理念を定め、非営利でのおもいやり団体協約保障事業を営み、個人の権利利益を保護・遵守義務・数字ナンバー制度での初期（出資金）各種設立としては、以下のとおりとします。
- (1) 会員は正会員を取り纏め、必要なるデータを全介共の指定（こくみん共済指定）する別紙形式にて一括提出をおこない、全介共は入会登録に伴う諸手続をおこないます。  
なお、遵守事項（個人情報保護法）にて、正会員登録後は9桁のID番号を発行による情報管理で、厳重な管理体制のもとに、正確性・機密性・安全性の確保に任務します。
  - (2) 全介共は、会員の提出した正会員のデータに基づき、正会員一人につき金1,000円を初期登録費用として会員へ請求し、会員は全介共の指定する方法で、請求の翌月10日までに全介共に支払うものとします。
  - (3) 支払は銀行振込にて、振込手数料は会員の負担でお願いします。

### 4. 会費支払方法・保障開始・利用情報の提供

契約概要 注意喚起情報

- (1) 会費  
会員は会費として、毎月の10日までに正会員一人月額1,000円を全介共に支払うものとする。
- (2) 支払方法
  - ①会員（正会員）の登録費用とともに、初期だけは会員（正会員）会費の1ヶ月分を会員に請求し、会員は全介共の指定する10日までに全介共に支払うものとする。
  - ②会員（正会員）の会費につきましては、初期だけは会員（正会員）の登録基礎データによる会費請求をいたしますが、以降の会員（正会員）が負担する会費は会員（正会員）の自由意志に委ねられていますので、毎月の請求はいたしません。
  - ③会員に所属する正会員が退会するときは、速やかにメールにて全介共まで連絡ください。また新規登録の正会員のある場合はメールで連絡ください。
  - ④支払は銀行振込にて、振込手数料は会員の負担でお願いします。
- (3) 開始保障



総合（慶弔）共済  
加入・登録・認証



#### ①（こくみん共済）申込書作成



## 5. 会員（正会員）資格の取消

契約概要 注意喚起情報

会員による全介共への会費の支払の遅滞が、15 日以上となったときには会員（正会員）資格の取り消しとなります。

(1) 支払い期限の 10 日までに会費の入金確認が取れない場合には、メール・電話等で事実問題の確認だけを行います。

(2) 会員の自由意志に拠る会費ですので請求規範行為は致しません。



全介共支払期限  
(10 日)

会費支払遅滞 15 日以上

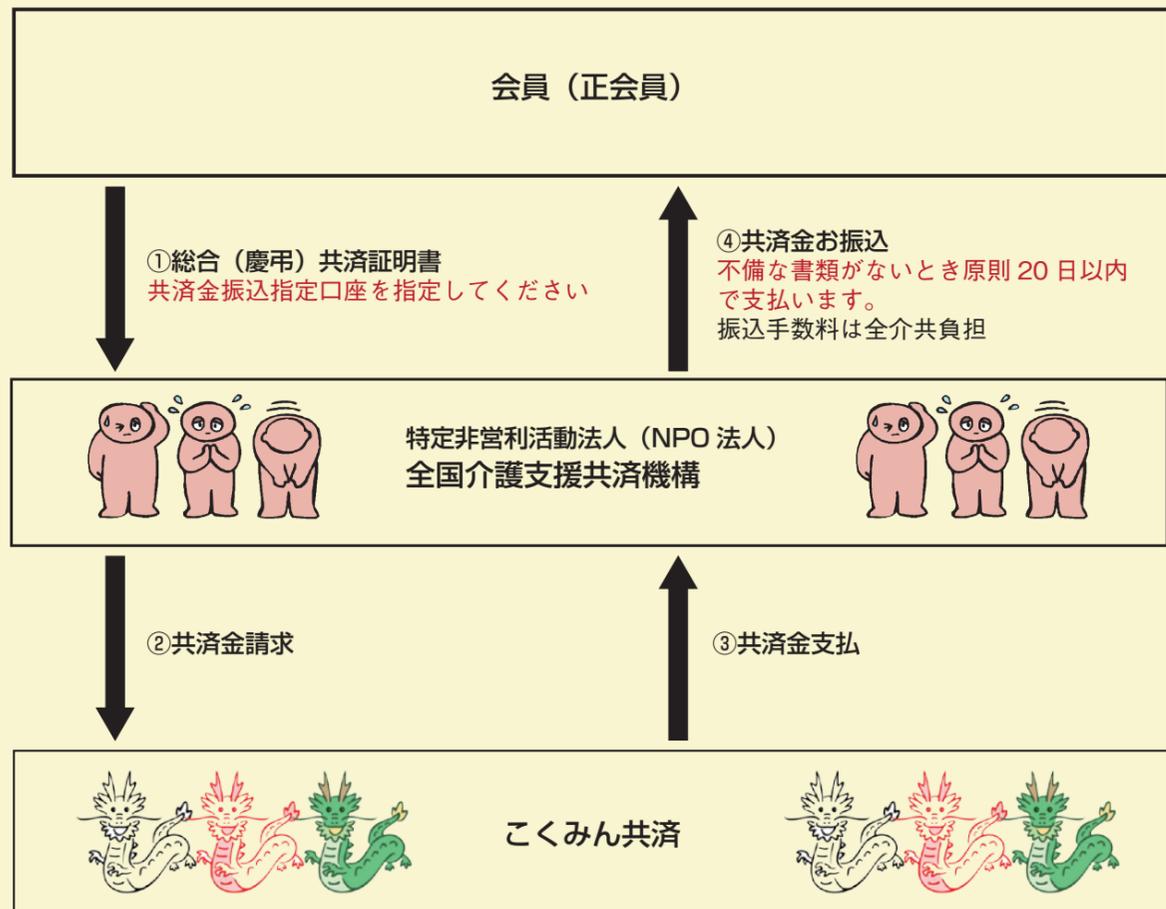


こくみん共済支払  
(27 日)

会員  
資格取消  
(26 日)

## 6. 共済金お支払いの流れ

契約概要



## 総合（慶弔）共済証明書



### 共済金申請に必携な添付証明書

1. 死亡弔慰金には、火葬認可証のコピー・公的証明書その他
2. 内縁関係証明書を会員が提出する必要があります。
3. 同性パートナー関係証明書を会員が提出する必要があります。
4. 正会員本人の死亡弔慰金、重度障害見舞金の請求時には、以下の書類のご提出が必要になります。
  - ① 死亡弔慰金…医師の死亡診断書または死体検案書（医師の証明書）その他
  - ② 不慮の事故による死亡弔慰金…医師の死亡診断書または死体検案書（医師の証明書）その他
  - ③ 重度障害見舞金…医師の障害診断書・公的証明書その他
5. 住宅災害の請求の際は個別の受付が必要となりますので、万が一罹災された場合は別途ご連絡をお願い致します。



会員のみなさまからご意見と心添えが



1. 無理な要求
2. 意味深長なるお願い
3. 奉承

『特定非営利活動法人（NPO 法人）全国介護支援共済機構（以下「全介共」という。）は、非営利で共済事業を営んでおります。』を基本方針に、会員のみなさまを裏切ることなく頻頻に必要な態勢をととのえます。

全介共が紹介の葬儀・葬礼の場合にはすべて全介共が責任をもち、必要な書類の処理をいたします。ただし正会員本人のときには会員と話し合いとなります。

### 1 の受諾

全介共が無料で、いざという時の相談と国内の葬儀・葬礼の情報を紹介します。  
 (大まかな走り書き、社会保険・国民健康保険は葬儀費用 5 万円の支援)  
 (大まかな走り書き、生活困窮者(生活保護等を含む)は葬儀費用 20 万 6 千円の支援)

### 2 の受諾

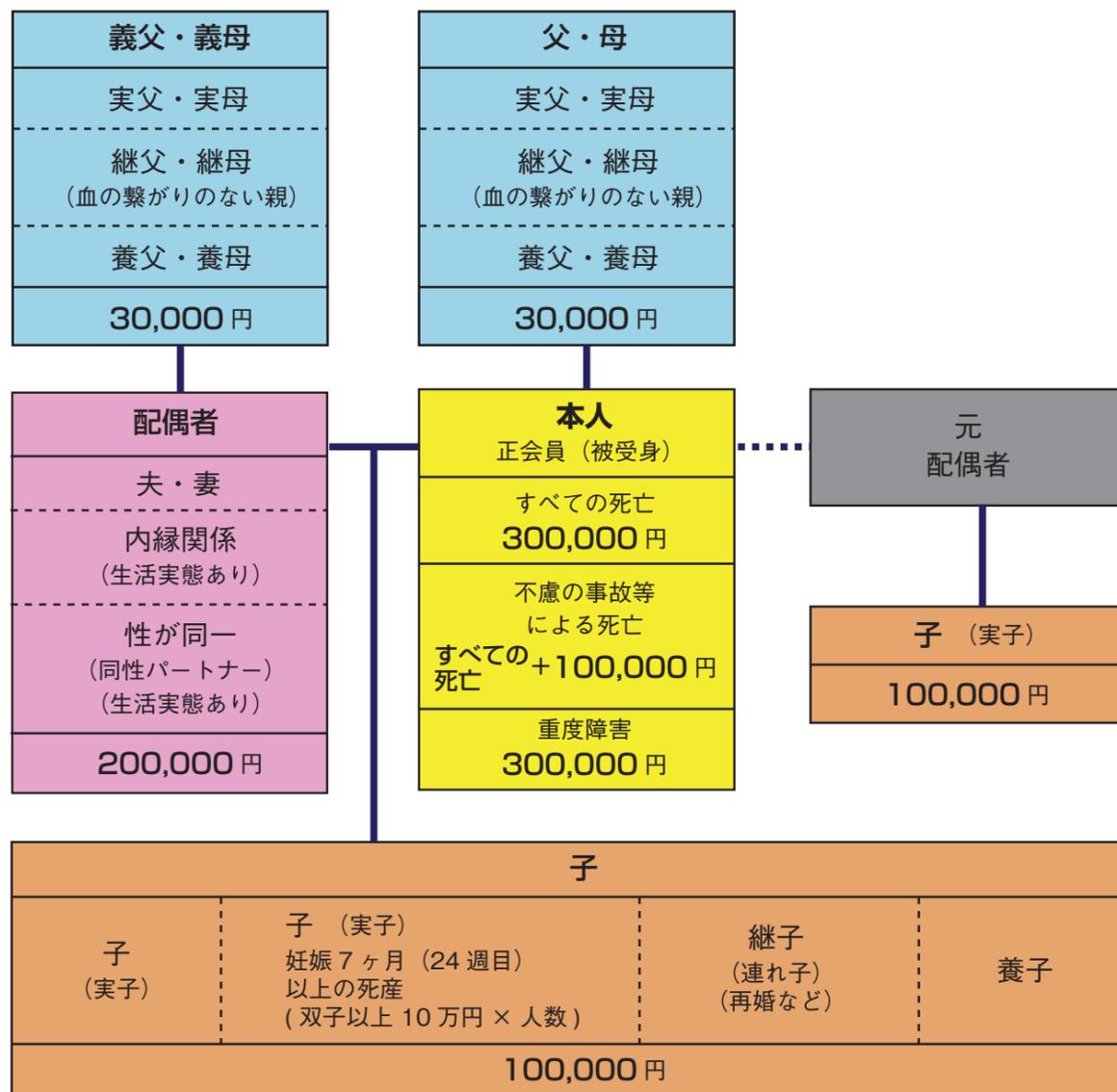
全介共が無料で、葬儀・葬礼の値段（価格）を交渉します。  
 (大まかな走り書き、葬儀費用約 8 万円位（直葬・棺込み）)

### 3 の承諾

全介共への葬儀・葬礼の相談についてはすべて無料です。



死亡弔慰金をお支払いします  
(共済金額の最高限度額は 1,000,000 円です)



## 注意喚起情報

1. 正会員と同一の法人に所属する正会員の配偶者も正会員のときには、支払事由が同一でも各々に共済金が支払われます。
2. 正会員と同一法人に所属する正会員の親または子も正会員のときには、支払事由が同一でも各々に共済金が支払われます。
3. 正会員と異なる法人に所属する正会員の配偶者も正会員のときには、支払事由が同一でも各々に共済金が支払われます。
4. 正会員と異なる法人に所属する正会員の親または子も正会員のときには、支払事由が同一でも各々に共済金が支払われます。

- (1) 全介共は、業務上知り得た会員及び正会員の個人情報を、おもいやり団体協約保障 総合（慶弔）共済の目的以外に使用してはならず、又第三者へ開示してはならない。但し、法令に基づく公権力の発動によって秘密の開示を求められた場合はこの限りではない。
- (2) 会員又は正会員及び利用者の個人情報を漏えい等したことにより、会員又は正会員及び利用者が損害を受けた場合は、漏えい等を為した主体が全介共あるいは全介共の責任において個人情報を提供あるいは寄託した相手先であるかを問わず、全介共がその損害を補償する。

## 9. 機密保持

ご契約のしおりにおける保持すべき情報とは、いずれか一方の当事者（以下「被開示者」という）が、相手方（以下「開示者」という）から開示を受けた技術、営業その他業務上の機密情報及び個人情報（以上を総称して「機密情報」という）とし、被開示者は機密情報を開示者の事前の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

## 10. 機密情報の取扱

被開示者は、機密情報及び機密情報を含む媒体の取扱について、『10. 機密保持』の定めに加えて次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 情報取扱管理責任者を定め、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管・管理すること。  
情報取扱管理責任者氏名 事務局長 川上 博樹
- (2) 委託された業務のみに使用すること。

## 11. 規約の改定等

- (1) 全介共は、必要のあるときは、適宜会員会則の変更及びおもいやり団体協約保障 総合（慶弔）共済の会費料金等の改定をすることができる。
- (2) 前記(1)の事由があった場合、全介共はこれを会員に通知し、会員は正会員に対して周知させるものとする。
- (3) ご契約のしおり、会員会則に変更があった場合で、ご契約のしおりと異なる内容が定められた場合には、当該事由について変更された会員会則の定めが優先的に適用されることを会員（正会員）は承認する。

## 12. 管轄裁判所

おもいやり団体協約保障 総合（慶弔）共済に関して生じた会員又は正会員及び利用者との間の紛争については、全介共の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とする。

## 13. 免責事項

- (1) 全介共は、会員又は正会員に提供するおもいやり団体協約保障 総合（慶弔）共済又は情報等について、会員又は正会員が期待する水準に達するものであることを保障するものではなく、会員又は正会員はおもいやり団体協約保障 総合（慶弔）共済を利用する場合には、自らの判断において選定・利用するものであることを承認する。
- (2) 全介共の提供するおもいやり団体協約保障 総合（慶弔）共済によって、会員又は正会員に損害が発生した場合には、会員又は正会員は、全介共の提供する総合（慶弔）共済に対して損害の補償又は賠償を請求するものとし、全介共に対しては何らの請求も行えないものであることを承認する。

## 14. 税務上の判断

会員が求める税務上の問題について、全介共が善意で情報を提供した場合であっても、全介共は税務上の判断を行う立場にないことを会員は承認する。

# 第3章 死亡弔慰金（重度障害見舞金）の事由

## 1. 用語説明

### 契約概要

共済金の種類	共済事故	用語説明
死亡弔慰金 会員やそのご家族に万が一のことがあった場合に死亡弔慰金をお支払いします。	すべての死亡	契約上の権利と義務を有する正会員
	不慮の事故等による死亡	急激かつ偶然な外因による事故・感染症
	配偶者の死亡	内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」）を含みます。ただし、契約者（正会員）または内縁関係にある方等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに全介共が認めた方をいいます。
	子の死亡	養子・継子およびこれらの配偶者を含みます。妊娠7ヶ月（24週目）以上の死産の場合も含みます。
	親の死亡	養父母・継父母を含みます
重度障害見舞金 交通事故・不慮の事故等で会員が重い障害を負った場合に重度傷害見舞金をお支払いします。 ※1級～3級の一部	重度障がい	身体障害（重症）

## 2. 主な支払事由

### 契約概要

#### 死亡弔慰金

会員やそのご家族に万が一のことがあった場合に死亡弔慰金をお支払いします。

#### 重度障害見舞金

交通事故・不慮の事故等で会員が重い障害を負った場合に重度傷害見舞金をお支払いします。

※1級～3級の一部

## 3. 支払事由一覧表

### 契約概要

共済金の種類	共済事故	保障額（円）
死亡弔慰金 会員やそのご家族に万が一のことがあった場合に死亡弔慰金をお支払いします。	すべての死亡	300,000
	不慮の事故等による死亡	100,000
	配偶者の死亡	200,000
	子の死亡	100,000
	親の死亡	30,000
重度障害見舞金 交通事故・不慮の事故等で会員が重い障害を負った場合に重度傷害見舞金をお支払いします。 ※1級～3級の一部	重度障がい	300,000

## 4. 身体障害等級別支払割合表（別表第1）

### 注意喚起情報

#### (1) 感染症

コレラ・腸チフス・パラチフスA・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・アメーバ赤痢・結核・ペスト・ジフテリア・猩紅熱・流行性脳脊髄膜炎・発疹チフス・急性灰白髄炎・日本脳炎・南米出血熱・ラッサ熱・クリミアコンゴ出血熱・マールブルグウイルス病・痘瘡・鳥インフルエンザ・重症急性呼吸症候群

#### (2) 身体障害（重症）

##### 第1級

- ①両眼が失明したもの
- ②そしゃく及び言語の機能を廃したもの
- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全廃したもの
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧両下肢の用を全廃したもの

##### 第2級

- ①1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの

- ②両眼の視力が0.02以下になったもの
- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- ⑤両上肢を手関節以上で失ったもの
- ⑥両下肢を足関節以上で失ったもの

##### 第3級

- ①そしゃく及び言語の機能を廃したもの
- ②神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- ③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

6

ver.1.1 IST

## 総合(慶弔)共済 証明書

この書類は入力してプリントアウトしたのち、契約者氏名の漢字欄への自署および、契約者印欄と団体印欄への押印が必要です。また、機械で読み取りますので、点検時は枠内にチェックマーク等を付さないようご注意ください。

組合員居住地(勤務地)の所在する都道府県のこくみん共済coopの会員たる  
生活協同組合 御中

〔共済金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取り扱いについて〕  
①共済金請求書や添付いただいた書面に記載されている個人情報等は、法律に定められた場合を除き、共済金支払等に関する業務や当組合およびこくみん共済coopの事業・各種商品・サービスの案内等の目的に利用し、他の目的には利用いたしません。  
②前記個人情報は、当組合が適切かつ厳重に管理し、一定期間を経過したものは内部に定めたルールに従い責任を持って処分します。

▼必要事項を正確に記入してください。

契約者(組合員)	〔自署〕 契約者氏名 (フリガナも必ず記入してください。)	契約者印	生 年 月 日 (西暦)
	フリガナ 氏 名		年 月 日

共済金の種類	証 明 内 容		
死亡弔慰金 (12・13・14)	該 当 者 氏 名	生 年 月 日 (西暦)	性 別 <input type="checkbox"/> 1. 男 <input type="checkbox"/> 2. 女
	フリガナ 氏 名	年 月 日	
	契 約 者 と の 続 柄 (該当するものを選択してください。)		死 亡 年 月 日 (西暦)
	<input type="checkbox"/> 父母(配偶者の父母含む) <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(妊娠7カ月以上の死産含む)	年 月 日	
傷病見舞金 (87・84・83・89・82)	傷 病 名	(西暦) 年 月 日 ~ (西暦) 年 月 日	
	休 業 期 間	(西暦) 年 月 日 ~ (西暦) 年 月 日	
	病 院 名	電 話 番 号	( )
結婚祝金 (31)	配 偶 者 氏 名	生 年 月 日 (西暦)	婚 姻 届 提 出 日 (西暦)
	フリガナ 氏 名	年 月 日	年 月 日
銀婚祝金 (32)	事 由 (該当するものを選択してください。)	婚 姻 届 出 役 所 名 (事由が「1.結婚」の場合のみ記入してください。)	
	<input type="checkbox"/> 1. 結婚 <input type="checkbox"/> 2. 銀婚記念		
出生祝金 (41)	子 の 氏 名	生 年 月 日 (西暦)	
	フリガナ 氏 名	年 月 日	
就学祝金 (51・52・53・54)	子 の 氏 名	学 校 名	
	フリガナ 氏 名		
	生 年 月 日 (西暦)	<input type="checkbox"/> 1. 小学校 <input type="checkbox"/> 2. 中学校 <input type="checkbox"/> 3. 高校 <input type="checkbox"/> 4. 大学(短大・専門学校を含む)	入 学 年 月 日 (西暦)
	年 月 日	年 月 日	
勤続祝金 (71・72・73)	団 体 所 属 期 間	(西暦) 年 月 日 から加入	勤 続 ( <input type="checkbox"/> 10・ <input type="checkbox"/> 20・ <input type="checkbox"/> 30 ) 年
	退 職 年 月 日	(西暦) 年 月 日	
退職見舞金 (61)	退 職 年 月 日	(西暦) 年 月 日	
	退 職 事 由	<input type="checkbox"/> 1. 定年退職 <input type="checkbox"/> 2. その他退職 ( )	
備 考			

上記の共済金請求に該当する事由があったことを証明します。

年 月 日 団 体 名 特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構

代表者名 理事長 新宮 俊雄

眼番号 団体番号 組合員番号

90S010(2020.12) 1×25×21,600 BF

契約者・団体・生活協同組合へ

## 第4章 住宅災害見舞金の事由

### 1. 用語説明

### 契約概要



#### 住宅災害見舞金

災害や自然災害等で住宅に被害が出た場合に住宅災害見舞金をお支払いします。



住宅災害の請求の際は個別の受付が必要となりますので、万が一罹災された場合は別途ご連絡をお願い致します。

- 住宅災害見舞金は別途提出書類が必要となります。
- り災証明書または業者見積書のコピーと被害状況の写真がかならず必要となります。
- 住宅災害見舞金の共済金額は最高100万円です。
- 正会員の個人口座に、こくみん共済より直接振り込みとなります。

### 2. 支払事由一覧表

### 契約概要

共済金の種類		共済事故	保障額 (円)	
住宅災害見舞金 災害や自然災害等で住宅に被害が出た場合に住宅災害見舞金をお支払いします。	火災等	全焼・全壊	1,000,000	
		半焼・半壊	500,000～900,000	
		一部焼・一部壊	50,000～300,000	
	自然災害	風水害等	全壊・流失	300,000
			半壊	150,000
			一部壊	10,000～30,000
		地震等	床上浸水	10,000～150,000
			全損	100,000
			大規模半壊	60,000
	同居親族の死亡	半損	50,000	
		一部損	10,000	
		同居親族の死亡	100,000	

### 3. 主な支払事由

### 契約概要

共済金の種類	共済事故	主な支払事由	
住宅災害見舞金 災害や自然災害等で住宅に被害が出た場合に住宅災害見舞金をお支払いします。	火災等	全焼・全壊	
		半焼・半壊	
		一部焼・一部壊	
	自然災害	風水害等	全壊・流失
			半壊
			一部壊
		地震等	床上浸水
			全損
			大規模半壊
	同居親族の死亡	半損	
		一部損	
		同居親族の死亡	

1. 正会員(被受身)の居宅(いたく・きょたく)している建物(その建物の従物および付属設備を含みます。以下同じです。)に、火災等により損害(消防または避難に必要な処置を含みます。以下同じです。)が生じ、その損害の額が2,000円以上となる場合。ただし、自然災害によって生じた火災等による損害を除きます。  
※居宅している建物に損害がない場合でも、家財に2,000円以上の損害が生じた場合はお支払いします。

2. 正会員(被受身)の居宅(いたく・きょたく)している建物に、風水害等により損害が生じ、その損害の額が20万円をこえる場合(浸水による被害および建物外部の損壊をとまわらない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物内部のみの損害を除きます。)、または床上浸水をこえた場合。

3. 正会員(被受身)の居宅(いたく・きょたく)している建物に、地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流出により損害が生じ、その損害の額が20万円をこえる場合。  
※地震等により共済金の支払事由が発生した場合、別に地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。なお、地震等災害見舞金は年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることとなるため、お支払いをお約束するものではありません。  
※1～3について、正会員(被受身)の居宅(いたく・きょたく)していない建物でも正会員(被受身)と生計を一にする親族が居住している場合には、あらかじめ申し出ることによって居住している建物にかえて対象とすることができます。

正会員(被受身)の同居親族が上記「1～3」までのいずれかの支払事由により死亡した場合。

## 総合(慶弔)共済金請求書 兼在籍証明書[住宅災害用]

Z0008609

提出書類

御中

の事業規約・細則にもとづき、必要書類を添え下記のとおり共済金を請求します。  
なお、下記組合員は事故日現在、当団体の組合員(会員)であることを証明いたします。

請求書記入日	20	年		月		日	
取り扱い団体	団体番号	団体名称	特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構				
	担当者	電話番号(連絡先)	03 - 6801 - 7592				

団体印欄



組合員氏名	フリガナ	生年月日	大正	昭和	平成	令和	西暦
	自署						
住所	〒 フリガナ						
電話番号(平日の日中に連絡できる連絡先)	携帯	-	-	自宅	-	-	
	その他	-	-	(			)

押印欄



事故発生日時	20	年		月		日	午前	午後	時	分	
原因(災害名)											
建物概況	構造	1 マンション	居住区分	1 自家	5 空家	延床面積	坪	建物用途	1 居住専用住宅	店舗面積	坪
		2 鉄骨・耐火		2 貸家	6 借家				2 店舗等併用住宅		
		3 木骨		3 別棟	7 借間						
				4 建築中	8 その他						

### 共済金の受け取り口座について

下記のいずれかひとつを選択し、ご記入ください。

金融機関	金融機関名	支店名	預金種目	口座名義人
	銀行・金庫( )	本店・支店	総合・普通 当座 貯蓄	フリガナ
ゆうちょ銀行	記号	番号(右につめて記入)	口座名義人	
	1 0 の	1	フリガナ	

### ◆共済金請求に伴う個人情報の取り扱いについて

- 共済金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や\_\_\_\_\_の事業、各種共済商品・各種サービスのご案内等の目的のために利用させていただきます。
- 前記個人情報は、\_\_\_\_\_が適切かつ厳重に管理し、一定期間を経過したものは内部に定めたルールに従い責任を持って処分します。

### ◆共済金のお支払いについて

共済金の支払い業務は、こくみん共済 coop(全労済)に委託しています。

こくみん共済 coop(全労済)処理欄	請求受付日	担当者
	年 月 日	

## 第5章 ご契約に関する事由

### 1. こくみん共済事由

契約概要 注意喚起情報

#### 【ご契約者の皆さまへ】

この組合は、将来の支払に備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金の積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

この組合は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（詳しくはこの組合にお問い合わせください）。

#### 【新しく組合員になれる方へ（出資金について）】

この組合は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。

### 2. 心得付録

注意喚起情報



#### 傷害共済 抜粋説明解説



#### (1) 携行品に損害が生じた時

(解説) 貴金属・通帳・携帯電話・ノート型パソコン・眼鏡・コンタクトレンズその他携行品の定義とその範囲

##### 1. 携行品の定義

被共済者の居住する住宅（敷地を含みます。）外において、被共済者が携行している被共済者所有の身の回り品。

2.1の規定にかかわらず、つぎの(1)から(11)までのものは、保障の対象に含まれません。

- (1) 有価証券、印紙、切手その他これらに類するもの。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（定期券を除きます。）、宿泊券、観光券および旅行券（携行品損害特約において「乗車券等」といいます。）ならびに通貨および小切手（携行品損害特約において「通貨等」といいます。）については除きます。
- (2) 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
- (3) 預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、その他これらに準ずる物
- (4) 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿等その他これらに類するもの
- (5) 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、
- (6) ゴーカートおよびこれらの付属品
- (7) 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- (8) 携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品  
被共済者がつぎに掲げる運動等を行っている間の当該運動等のための用具。山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいう。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動のための用具
- (9) 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- (10) 動物および植物
- (11) その他当会が定めるもの

#### (2) 死亡・重度の傷がいが生じた時

1. 病気死亡の場合の共済金は出ません
2. 加入1年以内の自殺・自殺行為の場合のは共済金は出ません

#### (3) 不慮の事故（抄録 説明解説）

##### ●急激かつ偶発的な外来事故

（転倒・転落・衝突など突発的に偶然起きた出来事）

- ① 家庭内での怪我
- ② 工作中的の怪我
- ③ スポーツ中の怪我
- ④ 交通事故による怪我
- ⑤ 交通乗用具に乗っている時の怪我
- ⑥ その他

##### ●対象にならない事例等

- ① 野球肩・テニス肘など慢性的なスポーツ障害
- ② 運動・スポーツによる筋肉痛
- ③ 習慣性脱臼
- ④ 腱鞘炎
- ⑤ 変形性関節症
- ⑥ 寝違え
- ⑦ 携帯カイロによる低温火傷
- ⑧ 靴ずれ・しもやけ
- ⑨ その他

8



## 重度の障がいが生じた時および 身体に障がいが残った時の支払割合表



#### 1. 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質の変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態その他当会が認めるものをいいます。

#### 2. 身体障害等級別支払割合表

本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」といいます。）が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替えます。

障害等級	身 体 障 害		支払割合
第1級	1	両眼が失明したもの	100%
	2	そしゃく及び言語の機能を廃したもの	
	3	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5	削 除	
	6	両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	7	両上肢の用を全廃したもの	
	8	両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	9	両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1	1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	100%
	2	両眼の視力が0.02以下になったもの	
	2の2	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	2の3	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
第3級	1	1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2	そしゃく又は言語の機能を廃したもの	
	3	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
第4級	1	両手の手指の全部を失ったもの	90%
	1	両眼の視力が0.06以下になったもの	
	2	そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3	両耳の聴力を全く失ったもの	
	4	1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	5	1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	6	両手の手指の全部の用を廃したもの	
7	両足をリスフラン関節以上で失ったもの		
第5級	1	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	70%
	1の2	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	1の3	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	2	1上肢を手関節以上で失ったもの	
	3	1下肢を足関節以上で失ったもの	
	4	1上肢の用を全廃したもの	
第6級	1	1下肢の用を全廃したもの	60%
	2	両足の足指の全部を失ったもの	
	1	両眼の視力が0.1以下になったもの	
	2	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	3の2	1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4	せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	
5	1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの		
6	1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの		
7	1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの		
第7級	1	1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	50%
	2	両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	2の2	1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3	神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
4	削 除		

障害等級	身体障害	支払割合
第7級	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	50%
	6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	
第8級	12 外ばうに著しい醜状を残すもの	45%
	13 両側のこう丸を失ったもの	
	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	
	2 せき柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの	
	4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1上肢に偽関節を残すもの	
第9級	9 1下肢に偽関節を残すもの	30%
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	
	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	7 1耳の聴力を全く失ったもの	
	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
第10級	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	20%
	8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	
	9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	
	10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	11 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	11の2 外ばうに相当程度の醜状を残すもの	
	12 生殖器に著しい障害を残すもの	
	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	
	1の2 正面視で複視を残すもの	
	2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの		
5 削除		
6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの		
7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの		
8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの		
9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		
10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	15%
	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 せき柱に変形を残すもの	
	6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの	
	7 削除	
8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの		
9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		

障害等級	身体障害	支払割合
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	10%
	2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	
	5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	8 長管骨に変形を残すもの	
	8の2 1手の小指を失ったもの	
	9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	
	10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの	
	12 局部にがん固な神経症状を残すもの	
	13 削除	
14 外ばうに醜状を残すもの		
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの	7%
	2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	2の2 正面視以外で複視を残すもの	
	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	
	3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
	4 1手の小指の用を廃したもの	
	5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	6 削除	
	7 削除	
第14級	8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの	4%
	9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
	10 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	
	2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5 削除	
	6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの		
8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの		
9 局部に神経症状を残すもの		

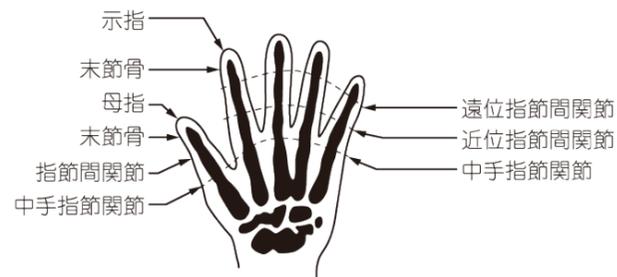
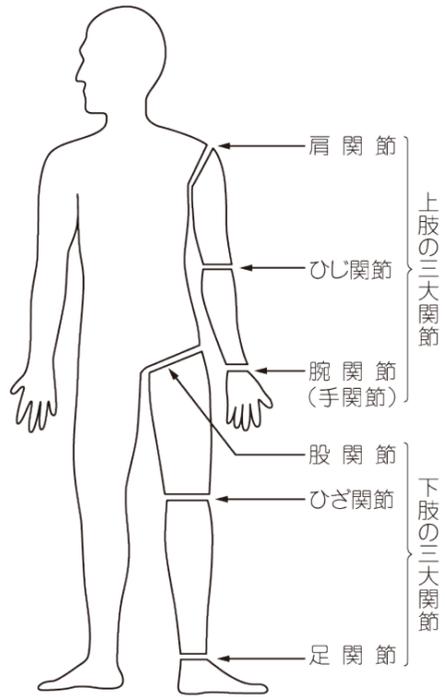


備考

- 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
  - 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
  - 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
  - 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
  - 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
  - その他の身体障害の等級認定については、当会の基準により行います。
- (注) 本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、平成23年2月1日施行の労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」によります。



# 身体部位の名称



この書類は機械で読み取りますので、枠からはみ出さないよう、楷書ではっきりと記入してください。  
また、枠内にチェックマーク等を付さないようご注意ください。

## 共済金請求書

提出用

団体印を押印のうえ、ご提出ください。

組合員居住地(勤務地)の所在する 生活協同組合 御中  
都道府県のこくみん共済coopの会員たる

団体名

特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構

代表者名

理事長 新宮 俊雄



下記のとおり、共済事由が発生しましたので、必要書類を添え請求いたします。  
-(共済金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取り扱いについて)-

①共済金請求書や添付いただいた書面に記載されている個人情報等は、法律に定められた場合を除き、共済金支払等に関する業務や当組合およびこくみん共済coopの事業・各種商品・サービスの案内等の目的に利用し、他の目的には利用いたしません。  
②前記個人情報は、当組合が適切かつ厳密に管理し、一定期間を経過したものは内部に定めたルールに従い責任を持って処分します。

請求日 20 年 月 日

眼番号  
団体番号

共済事由一覧		共済事由コード(2桁)	
死亡弔慰金	本人(11) 親(12) 配偶者(13) 子(14) 事故による死亡(15) <本人のみ>	重度障害見舞金 <本人のみ>	出生祝金
勤続祝金	10年(71) 20年(72) 30年(73)	結婚・結婚祝い金	出生(41) 退職祝い金
傷病見舞金	7日(87) 14日(84) 30日(83) 90日(89) 120日(82) ※該当する休業期間のうち、「最大」の日数を1つだけ選んでください。	結婚・結婚祝い金	結婚(31) 退職(61) 退職祝い金
		就学祝い金	結婚記念(32)
			就学(51) 小学校(51) 中学校(52) 高校(53) 大学(54)

▼上記共済事由一覧を参考に、下記の1行ごとに1つずつ、2桁の共済事由コードを記入してください。  
該当する共済事由が1契約者に2つ以上ある場合は、その数に応じて、記入する行を増やしてください。

(団体用自由使用欄)	組合員番号(9桁)	契約者氏名(フリガナも必ず記入してください)	事由発生日	共済事由(コード)	共済金額
		フリガナ 氏 名	(西暦) 20 年 月 日	①	円
		フリガナ 氏 名	(西暦) 20 年 月 日	②	円
		フリガナ 氏 名	(西暦) 20 年 月 日	③	円
		フリガナ 氏 名	(西暦) 20 年 月 日	④	円
		フリガナ 氏 名	(西暦) 20 年 月 日	⑤	円
合計金額 ①~⑤					円

▼共済金の振込先について、以下1、2のいずれかを○で囲んでください。

振込先	1. 登録いただいている団体口座へ振り込む	金融機関	預金項目	口座番号(右詰めに記入してください)
	2. 右欄の受取口座に振り込む	銀行 金庫 組合	店 出張所	1. 総合(普通) 2. 当座
		フリガナ	口座名義人	

※ ゆうちょ銀行を指定する際は、店名欄に5桁の記号を、口座番号欄に末尾「1」を附った7桁の番号をそれぞれ記入してください。

※共済事由により、以下の書類を添付してください。

- ①死亡弔慰金(本人) ..... 死亡診断書(写し)
- ②重度障害見舞金(本人) ..... 後遺障害診断書(写し)
- ③死亡弔慰金(家族)、傷病見舞金、結婚・結婚祝い金・出生・就学・勤続の各祝金、退職祝い金 ..... 所定の様式による団体代表者の証明

※住宅災害見舞金(火災・自然災害等)の請求には、別途、お手続きが必要です。  
事故が起きた場合は、ただちに生活協同組合へご連絡ください。

処理欄: 日付印押印欄	
単協(推進本部)	共済金センター